

言青

書



1 件 名

外国要人の招へいにおける乗用自動車（ハイヤー）の借上

2 調達の目的

外国要人の円滑かつ安全な移動

3 業務の内容等

別添仕様書のとおり

4 契約単価（税込み）

ワゴンA 1台につき最初の1時間又は15kmまで6, 480円

それ以後30分又は7.5km増すごとに3, 240円とする。

ワゴンB 1台につき最初の1時間又は15kmまで7, 560円

それ以後30分又は7.5km増すごとに3, 780円とする。

5 予定時間

別紙のとおり

6 予定総額（税込み）

金98, 280円

7 キャンセル料

ハイヤー借上時間に応じて算出する。

8 検査の時期等

(1) 受注者は、3月4日（月）以降速やかに配車先及び運行時間を、最高裁判所（以下「発注者」という。）に書面により通知する。

(2) 発注者は、上記(1)の通知を受理した日から起算して10日以内に検査を実施する。

9 料金の支払方法等

(1) 受注者は、前項の検査に合格した旨の通知を受理した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出する。

(2) 発注者は、(1)の請求書を受領した日から起算して30日以内に受注者が指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。

10 発注者の契約解除権

(1) 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

ア この契約の条項又は別添仕様書に違反した場合

イ 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合

ウ 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合

エ その他この契約の目的を達することができないと認められる場合

(2) 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

(3) 発注者は、(1)の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する料金を受注者に支払うものとする。

11 受注者の契約解除権

- (1) 受注者は、発注者がこの契約の条項若しくは別添仕様書に違反し、又は著しくこれと異なる指示をしたため、業務を遂行することが不能となった場合には、この契約を解除することができる。
- (2) (1)の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。
- (3) 受注者が(1)の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する料金を受注者に支払わなければならない。

12 違約金

前二項の規定により契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として予定総額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

13 その他

- (1) 発注者及び受注者及びその派遣する運転手は、業務上知り得た相互の非公表情報（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又はその他の目的に利用してはならないものとする。
- (2) その他の必要な事項については、発注者の指示に従う。

以上の内容により、お請けいたします。

平成31年2月22日

受注者 東京都北区浮間5-4-5 1-4階101号
日本交通株式会社
代表取締役 川鍋一朗

最高裁判所支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦 殿

仕様書

第1 件名

外国要人の招へいにおける乗用自動車（ハイヤー）の借上

第2 調達の目的

外国要人の円滑かつ安全な移動

第3 業務の内容

1 業務内容

発注者の指示する日時、場所及び台数を厳守してハイヤーを配車する。また、安全運転で業務を遂行すること。

2 料金

走行時間又は走行距離を元に算出する。

走行時間又は走行距離の算出にあたっては、受注者の営業所等（車両の出発地）を出庫してから受注者の営業所等（車両の帰着地）に帰庫するまでを対象とする。

なお、高速道路（有料道路）通行料、駐車料金及びその他本件業務の実施のために必要かつ実費にて支払うことが適当であると発注者が認めた費用は実費精算するものとする。受注者は、これらの費用が生じる可能性がある場合は、事前に発注者と協議する。

また、料金には、燃料費、車両にかかる減価償却費、維持費、公租公課、運転手、人件費及び本件業務にかかる管理費を含むものとする。

3 予定時間等

別紙のとおり。予定日、予定時間、予定区間及び予定台数は変更の可能性がある。

変更する場合、発注者は受注者に対し、原則、配車前日の午後6時までに通知するものとする。

4 運転手の条件等

(1) ハイヤーの運転歴が1年以上あり、かつ5年以上の運転実績があり、さらに直近5年間において無事故無違反の優良ドライバーであること。

(2) 外国要人の要望内容を理解できる程度の簡易な英会話に対応できること（東京に限る。）。

(3) 受注者が直接雇用する従業員であること。

(4) 運転手は、節度と良識を兼ね備え、その職責を果たしうる頑健な者であること。

(5) 受注者及びその派遣する運転手は、業務上知り得た発注者の非公表情報（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又はその他の目的に利用してはならないものとする。

5 車両の条件

本業務に使用する車両は、別紙記載の「ワゴンA」については1台あたり5人以上（運転手を除く。）、同「ワゴンB」については1台あたり8人以上（運転手を除く。）

それぞれ乗車可能で、かつ調達の目的に見合う車格（参考：別紙記載の「ワゴンA」についてではアルファード又は同等クラスのワゴン車、同「ワゴンB」についてはハイ

エース又は同等クラスのワゴン車)とする。

第4 その他特記事項

- 1 受注者は、契約後、平成31年2月28日午後5時までに車種、車番、車色、運転手の略歴及び運転手の連絡先を発注者に提出する。
- 2 受注者は、ハイヤーの運行中、破損その他の理由により当該乗用自動車の運行が不可能となった場合は、直ちに発注者に連絡するとともに、予定した車両と同等の代車を提供するものとする。
なお、この場合における代車提供にかかる費用は受注者の負担とする。
- 3 受注者は、仕様書に定められた事項に関する具体的な内容について、発注者の担当者の指示に従う。
- 4 受注者側又は配車された車両の都合により延長する場合は、当該事情が継続した時間は、料金に加算しないものとする。
- 5 運行経路については、経済的かつ合理的な経路を選択すること。
- 6 キャンセル料については、ハイヤーを借り上げた時間に応じて算出することとするが、詳細は契約成立後、発注者及び受注者において協議するものとする。
- 7 その他、仕様書の内容について疑義が生じた場合は、発注者及び受注者において別途協議することとする。

【別紙】

No.	予定日	予定時間	予定区間	車種	台数
1	3月3日	15:00~17:00	羽田空港→ホテルニューオータニ	ワゴンA	2
				ワゴンB	2

(注1) 現時点での予定であり、変更の可能性がある。

(注2) ワゴンA…アルファード又は同等クラスのワゴン車(乗車人数5人以上(運転手を除く。))
ワゴンB…ハイエース又は同等クラスのワゴン車(乗車人数8人以上(運転手を除く。))